

「アメリカ体制」と「ジャクソニアン・デモクラシー」(9)

— アメリカ資本主義と民主主義の関連をめぐる一考察 —

楠 井 敏 朗

目 次

I. 問題の所在	本誌 III/2 (1982)
II. 1820年代「アメリカ体制」の経済構造	
A. 「アメリカ体制」と1825年恐慌	” III/2 (1982)
B. 1820年代の合衆国における経済的基礎過程(1)	
— 産業構造と経済構造 —	” III/3 (1982)
	” III/4 (1983)
C. 1820年代の合衆国における経済的基礎過程(2)	
— 金融構造 —	” IV/3 (1983)
	” IV/4 (1984)
III. 1820年代のアメリカ経済政策の体系	
A. 課題の意味	” VIII/3 (1987)
B. 政策体系としての「アメリカ体制」とその成立の必然性	” VIII/3 (1987)
C. 1820年代における合衆国の社会と政治	” IX/1 (1988)
D. 「アメリカ体制」の経済的効果	” IX/3 (1988)
	” IX/4 (1989) (本号)
IV. ジャクソニアン・デモクラシー (続篇)	

III. 1820年代のアメリカ経済政策の体系 (その四)

D. 「アメリカ体制」の経済的効果

(4) 1825年恐慌と保護関税政策 (その2)

— 1828年関税法制定をめぐる政策論争 —

本論文IIIで、われわれは、当時「アメリカ体制」と呼ばれた1820年代の合衆国の経済政策がいかなる歴史的特性をもつものであったかを検討しつつある。そして、これまでのところ、われわれは、「アメリカ体制」が、「ブリティッ

シュ体制」から経済的に自立することを最大の目標に掲げた政策体系であったことを確認して来た。保護関税政策も、第二合衆国銀行の行なう金融政策も、その他、本論文第6分冊で検討した諸政策も、みな相互に関連し合って、この目標達成のために編成されていたと見てよい。

ここでの課題は、かかる主観的意図をもった政策体系が、客観的にも十分にその経済的効果を挙げ得たかどうかの確認である。

これを検証する方法として、われわれは、「ブリティッシュ体制」からの経済的自立を示す一つの指標として、イギリスで起こった経済恐慌の波及効果の阻止、換言すれば、合衆

国の産業循環のイギリスの産業循環からの相対的自立という事実に注目した。そして、政策体系としての「アメリカ体制」の枢軸的地位を占める保護関税政策と金融政策について、その事実の有無を検証しようと試みつつある。

たしかに合衆国では、1825年のイギリス恐慌の影響は回避された。しかし、それが、「アメリカ体制」なる政策体系によって実現されたものかどうかは、研究史上いまのところまだ必ずしも明らかにされていない。

ここでは、両者の関連の有無を可能なかぎり事実即して明らかにするため、前項(ⅢD(3))の議論を引き継ぎながら、1820年代の保護関税政策をめぐる諸利害の対立を分析し、アメリカの保護関税政策とイギリスの1825年恐慌回避の関連を問題にしてゆくことにしたい。

a. 利害対立の顕在化

われわれは、これまで、1820年代の保護関税政策を種々の観点から考察し、これが窮極において、その推進者たちによって、1819年恐慌後の不況克服政策あるいは将来の恐慌を回避するための政策だと認識されていたことを明らかにした。

われわれは、これを、一つには「アメリカ体制」の擁護者たるH・クレイ(Henry Clay)の連邦議会での政策提言のなかに見出した¹⁾し、いま一つには、第6代大統領ジョン・クウィンシー・アダムズ政権下に財務長官を務めたリチャード・ラッシュ(Richard Rush)の政策において確認した²⁾。

しかし、同時に、われわれは、かかる運動に対しては、それまでの伝統的な考え方に立脚する、厳しい批判が存在していたことをも明らかにした。代表的な反対の一つは、州主権論=護憲論を基礎にしたヴァージニア州選出の下院議員、P・P・バーバー(Philip P. Barbour)のものであった³⁾。いまひとつは、企業活動の「自由放任」政策を擁護した、マサチューセッツ州選出の下院議員、D・ウェブスター(Daniel Webster)の

ものであった⁴⁾。

1824年関税法制定時にみられたこれらの論争は、いわば対立理念の明確化を示すものであったといえる。しかし、その後、1828年関税法制定までに、対立は理念の域を遙かに超えて大衆運動を伴った利害の衝突にまで到達してしまう。そして、その後両者の対立は、恐慌とそれに続く不況の起こる度毎に、4年毎の大統領選挙の争点として取上げられ、蒸し返し蒸し返し湧き起こり、結局のところ、南北戦争直前に制定されたモリル関税法(1861年3月)によって一つの結着をみることになった。合衆国は、南北戦争後20世紀初めまで、明確に保護貿易政策の国となる。

1837年と1839年の、相重なる二つの恐慌後の保護関税政策復活運動(これは、ホウィッグ党政権によって制定された1842年関税法に帰結)や、1857年恐慌後の保護主義を求める運動(これはモリル関税法制定に帰結)を想起されたい。

保護関税政策を求めるこれらの運動が、いずれも、景気低迷に悩む国内製造業者の側から提起された不況克服=恐慌回避のための万能薬であったこと、そして、これに対する反対論が、バーバーあるいはウェブスター流の「州主権論」=「護憲論」あるいは「自由放任論」であったことは、ここでの議論とのかかわりできわめて関心を惹く事柄である。

ここで、われわれにとって興味ぶかいことは、最終的に南北戦争によって結着をみるかかる論争が、1820年代末にはっきりした形で現実的な利害対立の基盤を形成してくるということである。

そのことの含意は、論争が先駆的な知識人(あるいは政治家)間の個人的論争の域を遙かに超えて、大衆運動を伴った利害対立として顕現して来るのが1820年代末だったということである。南北戦争前期(以下「戦前期」と略記)を通じて成長し、展開し、南北戦争勃発の一つの重要な原因ともなったこの関税論争は、それでは現実はいったいどのような利害対立を基礎にし

ていたのだろうか。

ここでは、このような問題に焦点を合わせつつ、1825年恐慌と保護関税政策との関連を明らかにしてゆきたいと思う。

保護関税政策の当否をめぐる利害対立の顕在化を示す大衆運動は、1828年関税法制定直前にはっきりした形をとって現われて来た。一つは、1827年7月30日にペンシルヴェニア州の州都ハリスバーグで開催された保護関税擁護者の大会（以下ハリスバーグ大会〔Harrisburg Convention〕と呼ぶ）であり、いまひとつは、ニューイングランドの商工金融の中心地ボストンで、1827年11月30日に開催された保護関税反対論者の集会、ボストン市民の会議（Meeting of the Citizens of Boston）であった。その他にも、「南部」で、後に正面から取扱うサウスカロライナ州コロンビア大会（奴隷制綿作プランターの反「アメリカ体制」の蹶起大会）やヴァージニア州議会の反対集会があったが、前述した二つの大会が、毛織物工業をどのような形で保護するかを争点にしながらかも、決定的には、伝統的な自由貿易擁護論に対する、革新的な製造業保護貿易論の対決を際立たせた大衆集会であったところに、歴史的に大きな意味があったといつてよい。

問題をこのような形で大きくさせた直接の原因は、1825年にイギリスで起こった最初の近代的恐慌であった。この恐慌は、ヨーロッパ諸国にはかなり大きな波及効果をもった⁶⁾が、合衆国にはそれほど被害を与えないままで経過した。しかし、そうしたなかで、在来産業の雄で、当時、近代産業へ転換しようとしていた毛織物工業は例外であった。のちに多くの人の証言を通してみるように、恐慌の結果、輸出圧力の加わったイギリスの毛織物は、合衆国に、大量に、しかも安価に輸入され、それが、1826年に、合衆国の毛織物工業に甚大な被害を与えたからである。

1824年関税法制定直後に起こったこの毛織物

工業の不況は、不況克服、あるいは恐慌回避を目的として制定されたはずの保護関税政策の効果に、大きな疑問を投げさせるものであった。

保護主義者は、毛織物工業の不況の原因を、1824年関税法における綿製品に対する保護関税と毛織物に対する保護関税の課税方式の違いや、ほぼ同時に制定されたイギリス関税法による原毛に対する輸入関税の完全撤廃、そのことによってもたらされた、イギリス毛織物の製造原価の低落による1824年関税法の効力の相殺、あるいは、イギリス商人による、輸入貿易のほぼ80%程度の独占という条件をうまく利用した、虚偽の価格表示による1824年関税法の法網くぐり等に求め、毛織物工業におけるこの特殊事情を強調して、保護関税政策の恐慌に対する無力を否定し、むしろ木綿工業なみの保護関税の賦課（一層の保護強化）を要求した⁶⁾のに対して、反対論者は、この不況が毛織物工業に特別なものでなく、農業、商業、海運業にも同様に現われた一般的なものであったこと、しかも、その原因が、無思慮でかつ技術不足から生じた偶然的性格のもので、いかに聡明であっても予見できず、いかに用心深くても完全には防御できない取引上の激^{レヴァルジョン}変から起こったものであったと指摘して⁷⁾、これ以上の保護の必要性を否定したのであった。

そこで、以下、われわれは、主として *Niles' Weekly Register* の各巻各号、*Congressional Debates* の各巻、そして Henry Lee, *Report on a Committee of the Citizens of Boston and Vicinity, opposed to a Further Increase of Duty on Importations*, Boston 1827 (以下、H. Lee, *Report* と略); Friedrich List, *Review of the Report of a Committee of the Citizens of Boston and Vicinity, opposed to A Further Increase of Duties on Importations*, Philadelphia 1828 (以下、F. List, *Review* と略); McDuffie Report, in *Reports of the Committee on Ways and Means, House of Representatives*, Vol. I (1816-1834), (以下、

McDuffie Report, と略) を主な資料として用いて、当時の合衆国の経済的利害の対立の様相を、1825年恐慌との関連で、より詳細に検討してゆくことにしたい。

イ. 毛織物工業保護法案 (Woollens Bill)

1825年恐慌の影響をまともに受けて、不況のどん底に突き落された毛織物工業の救済を目的にして、主としてニューイングランドの毛織物製造業者の要求を入れて策定された法案が、毛織物工業保護法案であった。これは、1827年1月10日連邦下院に上程され⁸⁾、きびしい審議のうち同年2月10日、106:95の票差で下院を通過した⁹⁾あと、上院では、1827年2月28日、20:21の僅差(20:20の同数であったが上院議長の投票)で否決されたものであった¹⁰⁾。

この法案の歴史的意義は次のところにあった。第一は、その法案の連邦議会提出が、国内産業の保護とはなにかという問題を根本的に問い直す機会を提供し、自由貿易主義者と保護主義者の全面対決をめぐる大衆運動へ発達するきっかけになったこと。そしてこの大衆運動が対立する二つの運動に結集されて、一つは同年7月30日開催のハリスバーグ大会、いまひとつは、同年11月30日開催のボストン市民の会議へと展開していったこと。第二は、この二つの運動が相対立しつつ相互にエネルギーを蓄積してゆき、さらに一層大きく膨れ上がり、最終的には、毛織物工業の保護を求める運動に留まらず、国内の殆ど全ての産業の保護を謳い上げた、1828年5月19日制定の「唾棄すべき関税法」の成立を導き出したこと、これである。

その意味でこの毛織物工業保護法案は、1828年関税法制定の導火線となった法案であったばかりか、もう少し長期的展望で捉えた時、1861年のモリル関税法制定までの、アメリカ産業=通商政策をめぐる利害対立(セクション間、あるいは産業部門間対立)のいわば原型を形づくった運動の導火線となった法案でもあった。

われわれは、この利害対立を克明に跡づける

ことによって、^{アンティ・ベラム}「戦前期」の合衆国で、いかなる産業部門と^{セクション}地域が、「保護関税」に賛成、または反対したかを、容易に知ることができる。そこで、われわれは、まず、毛織物工業保護法案が、どのような内容をもつものであったかをいくらか詳細に検討しながら、一步一步問題の核心に迫ってゆくことにしよう。

1827年1月10日下院に上程された毛織物工業保護法案は、製造業保護の一般法として制定された現行の1824年関税法の諸規定のうち、合衆国に輸入される毛織物および原毛の輸入関税率を、引き上げることを求めた法案であった¹¹⁾。

連邦下院製造業委員会(委員長 R・C・マラーリ一, Vt.) から提出されたこの法案の第一の特徴は、毛織物について、綿製品の場合と同様、最低評価額規定原則を採用しようとした¹²⁾ところにある。すなわち、[a] 薄手の梳毛製品(worsted stuff goods) および毛布を除く全毛織物について、その輸入地での現実価格が、1平方ヤード当り 40 cts. 未満の場合には、実際に 40 cts. を要したものとして、その価格に対して現行関税率(33 1/3%)を適用する。[b] 上記の毛織物のうち、輸入地の現実価格が、1平方ヤード当り 40 cts. 以上 2ドル 50 cts. 未満の場合には、実際に 2ドル 50 cts. を要したものとして、この価格に対して現行関税率(33 1/3%)を適用する。[c] 上記の毛織物のうち、輸入地の現実価格が1平方ヤード当り 2ドル 50 cts. 以上 4ドル未満の場合には、1平方ヤード当り 4ドルを要したものとして、この価格に対して現行関税率(33 1/3%)を適用する、という規定がこれである。

その含意は、イギリスの毛織物が1825年恐慌後格安の価格で合衆国に輸入され、アメリカ毛織物工業に甚大な打撃を加えた事実を憂慮して、綿製品輸入の際と同様、毛織物に対しても、かかるダンピング防止のため、下級品、中級品、上級品の三者に対して、それぞれ最低評価額規定原則を採用し、当面のアメリカ毛織物工業の不況克服と将来の発達のため、保護を求

めようというものであった¹³⁾。

この要求はアメリカ関税政策史上いわば劃期的なものであり、綿製品に適用されている最低評価額規定原則を、保護を必要とする全工業製品に拡張する第一歩にしようと思図されたもので、形の上では、「アメリカ体制」派の経済政策の、いわば総仕上げを意味するものであったといえる。

第二の特徴は、原毛の輸入についても三段構えの保護規定が設けられたことである。すなわち、従価税を一律上げると同時に、低価格の原毛に対しては、最低評価額規定原則を用いるというものである。かくて、[a] 現行の一律30%の従価税賦課は、最終的に40%になるまで毎年段階的に5%ずつ引上げること。[b] 輸入地での現実価格が、1重量ポンド当り10 cts. 以上40 cts. 未満の低価格原毛については、最低評価額規定原則を適用して、それらが実際に40 cts. を要したものと看做して、関税率が最終的に40%になるまで、この看做価格に対して、従価税を賦課すると規定した。

第三の特徴は、原毛であっても、従来無税であった皮革つきの原毛 (wool on the skin) に対しては、前述の刈込まれた原毛の場合と同様、従価税 [30%から最終的に40%になるまでの段階的引上げ] が賦課されるべきものとされたことである。しかし、この場合には最低評価額規定原則は適用されなかった。

第四の特徴は、毛織物と原毛の輸入に対する関税率変更発効日の約1年間のズレである。すなわち、毛織物については、1827年8月1日、羊毛については1828年6月1日とされ、発効日に時差がおかれたことである。その政策意図は、先ず毛織物工業を保護し発展させ、その上で羊毛の生産と市場を保護しようというものであった。

以上を要するに、下院に上程された毛織物工業保護法案は、毛織物を綿製品並みに保護しようと思図しただけでなく、原毛の輸入に対しても保護を強化して、農工の利害調和 (ここでは

牧羊業者と毛織物業者との利害調和) と、それに基づく国内市場の育成という「アメリカ体制」の政策理念を一步推し進めようとしたところに大きな特徴があったといえる。

このような意図を明確に掲げた同法案は、当然、連邦議会内外で、以下に見るように、大きな論議を喚び起こした。つぎにこの点をもう少し掘り下げて検討しておこう。

ロ. 毛織物工業保護法案をめぐる議会内論争 (1)

—R・C・マラーリーの提案理由—

下院製造業委員会¹⁴⁾のR・C・マラーリー委員長は、1827年1月17日、下院に対して同法案の提案理由を説明し、かなり長大な演説を行なった。その要点を示せば次の通りである。

第一、全国各地から不況救済の請願書が数多く連邦議会に寄せられていること。しかも、これらの請願書は、製造業者からのものだけでなく農業者からも多いこと。そして、その殆ど全てがかれらの利益になるように、本来、合憲性インターポジション・オブ・ガフアメントに疑義が挟まれている、連邦政府の介入を熱烈に求めていること¹⁵⁾。

第二、全国の毛織物工業への資本投下額¹⁶⁾、全国の羊の飼育数¹⁷⁾、ニューイングランドの小麦または小麦粉に対する需要とヨーロッパ向け小麦粉の輸出高比較¹⁸⁾、現時点のアメリカ木綿工業の発達度¹⁹⁾、外国貿易の動向²⁰⁾など、同委員会に提供された統計数字からみて、毛織物工業に対する資本投下額は極めて大きいこと、それに伴って国内の羊毛生産高の増大が惹き起こされていること、さらに毛織物工業および木綿工業の発達にともなって、小麦または小麦粉に対するニューイングランドからの需要が増大しつつあることが明らかになること。要するに国民経済に占める農工相互発展の因果連関の深まりが増進していること。

第三、1824年関税法の存在にもかかわらず、特別に毛織物工業保護の必然性が提唱された理由は、1825年の経済的攪乱 (revulsion) 後の毛

織物工業の深刻な不況であること。不況の原因としては、マラーイによれば、二つが考えられた。一つは、「イギリスをして世界の貿易と海運業の支配に駆り立ててゆく支配の精神²¹⁾」、つまり、イギリス製造業の海外市場に対する「支配の精神」であり、いま一つは、取引の不規則性であった。

「支配の精神」の一例としてマラーイが、イギリス蔵^{ジャンヌス}の推計から、1825年のイギリスからの毛織物総輸出額 \$ 30,750,000 のうち、約 1/3 に相当する \$ 10,716,000 が合衆国向けに輸出された事例を挙げている²²⁾のは興味ぶかい。

加えて、イギリスのこの「支配の精神」を理解する上に、マラーイの次の発言²³⁾は傾聴に値するだろう。

諸製造業がイギリスの富の基礎を築きました。世界の貿易を独占しようとして、イギリスは、諸他の国々が、イギリスの利益と政策に身を委ねることを拒んだときは、いつでも、これらの国々が退却するまで追いつめて来ました。製造業を維持することは、いまやイギリス臣民の努力であるばかりではありません。イギリス政府の最も強靱なる意思を支配する目的となっております。

ここでわれわれにとって興味ぶかい注目すべきことは、イギリス毛織物のアメリカ市場への進出をかくも容易に許している条件として、マラーイが、1824年関税法で輸入毛織物に賦課されている従価税方式の課税形態の不備を指摘していることである²⁴⁾。マラーイは言う。

イギリスの「製造業者は、アメリカにおける自分の代理商に自国人を任命」したし、「自分の思い通りに送り状を作成し、形式的な宣誓を行なう」ことが出来た。また、「かれらは製品の価格を熟知して」いた。しかし、この価格は、アメリカ国内では決して論駁されうるものではなかった。イギリスの製造業者はこのことを利用して、送り状の価格表示で、虚偽の、したがって低目の価格申告をするか、アメリカの

輸入貿易業者に関税支払を転嫁するかして、当然支払わなければならない関税の支払を免れたのであった²⁵⁾、と。

この論拠こそ、マラーイに輸入毛織物に対しても綿製品と同様に、最低評価額規定原則の採用を提案せしめた基本的論拠であったといえる。

不況をもたらす第二の原因(取引の不規則性)については、マラーイはつぎのように述べている²⁶⁾。

国内の製造業者が国内市場を有している時には、供給は、それ自体、つねに、需要に順応するでしょう。製造業者はこの国の生産能力を知っております。したがって、製造業者は、自分の事業を調節いたします。かれは、経済活動を全般的に混乱させるような製品の突然の流入によって圧倒されることはありません。

しかし、混乱はつぎの二つの原因から発生する。マラーイによれば、これらが不況を作り出すのである。一つは、悪名高い国内商人^{トレイダー}の安売戦術であり、いま一つは、外国の不況の影響である。いずれも取引の不規則性を作り出し、経済活動を混乱させる要因であった。

国内の商人は「そうする可能性を見出すときは、競争者を破滅させる目的で驚くほど安い損失覚悟の値段で売却」する。「この場合、かれがこの戦術に成功すれば利潤を得ることになる」²⁷⁾。しかし、このような場合には、「製造業者は、まもなく自分自身の価格で市場を支配」することになるから、混乱はやがて直ぐ除去されるだろう²⁸⁾。

ところが、イギリスが不況に落ち込んだ場合はそうはゆかない。「わが国の市場も同様に危険にさらされる」、「不況は一時的だろう。そしてその影響も程なく消え失せ、これで被った経済的災害も自力救済を見出すだろうと言われうるかも知れない。その通りかも知れない。しかし、そのことから生み出された結果が大切なのである。わが国の製造業者は、諸外国の不況に

よるか、製造業者の陰謀によるか、いずれにせよ、ひとしく影響を被ることになろう。「イギリスが不況に落ち込んだというそれだけの理由で、どうしてわが国も不況に落ち込まねばならないのか」²⁹⁾。

ここで、マラーは、イギリスの不況が合衆国に波及する原因について語り、つぎの三つの原因を挙げている。そしてその原因を取り除くための方策として毛織物工業保護法案に盛り込まれている最低評価額規定原則採用の論拠を述べるのである。

第一は、税関での関税支払猶余 (credit for duties at our Custom House) である。これは、外国の製造業者に対する財務省からの融資に相当し、外国の製造業にその額だけの取引量 (輸入量) の増加機会を与えるものである³⁰⁾。

第二は、競売である。これは、「取引の不規則性を増大させる」大きな要因であり、「外国人に対して、わが国の取引の沈滞を思いのままにさせる華々しい舞台を提供するものである。」「大量のイギリス製品が市場に投入され、破滅的価格変動をもたらす」のは、この競売においてである³¹⁾。

第三は、イギリス製造業者の独得な海外輸出政策である。

マラーは、事例を挙げてこの独得な輸出戦術を語る³²⁾。

外国の製造業者は、過剰に生産した時、自国市場に過剰品を出荷しようとはいたしません。そのような時に出荷すれば、その結果として、市場に出回っている商品価格が一般的に低落するからです。かれは過剰品を海外に輸出いたします。損をして売らねばならないとしても、外国で売られた方がまだましだからです。海外で売られた時には、製造業者は二重の目的を達成いたします。第一に国内市場を救済します。第二に外国市場に向かって混乱を投げ入れます。過剰品のもたらす効果は、この国でよく知られております。市場が10百万ドルの商品を必要とする時、わが国はその9/10、すなわち9百万ドルを生産します。外国人は

残り1/10を供給します。しかし、そのあとで外国人はもう2百万ドルの商品を追加輸出してくるのです。そのことによってもたらされた効果は、上記の事例では30%の価格の下落です。外国製造業者の「戦術」では、この場合2百万ドルに対する30%の損失にすぎません。しかし、アメリカの製造業にとっては、9百万ドルに対して30%の損失となります。

ここには、イギリスがかかえこんだ過剰製品の捌け場として、海外市場、とくに合衆国市場が選ばれていること、このイギリスからの過剰製品の輸入によって、アメリカ市場が著しく揺さぶられている様子が見事に画き出されている。イギリスの不況期にこのような作用が一層強められたことは、もはや繰り返えされるまでもないだろう。

かかるダンピングに対する対応策として、最低評価額規定原則の適用が必要だと考えられたのである。

ハ. 毛織物工業保護法案をめぐる議会内論争 (2)

——セクション間の利害対立の顕在化——

毛織物工業保護法案が審議された第19議会第2会期、とくに同法案が下院製造業委員会のR・C・マラー委員長によって、下院全体委員会 (Committee of the Whole on the State of the Union) に対して報告された1827年1月10日から下院を通過した同年2月10日までの1カ月間の、同全体委員会の審議内容を、『連邦議会議事録』(Congressional Debates, IV) により整理してゆくと、われわれの当面の課題にとってきわめて興味ぶかい事柄がいろいろと明らかになってくる。

最も興味ぶかい事柄は、セクション間の利害対立が顕在化していることである。しかも、見逃すことの出来ない事柄は、保護主義者の活動の基地と呼ばれ、19世紀のアメリカ保護主義運動を主導したペンシルヴェニア州選出の多くの議員が、もちろん全部ではないが、この法案に

対して反対し、修正案を提案したのに対し、むしろ穏健な保護主義者、あるいは自由貿易論者と目され、その後、ついで保護主義の運動に加わることのなかったニューイングランド選出の議員が、この法案の成立を強力に推進している事実である。

中西部選出の議員がペンシルヴェニア州選出議員連の動きに同調して反対または修正を要求したこと、「南部」選出の議員が、1824年関税法制定時と同様「護憲論」の立場で反対したり、あからさまに「自由放任論」を主張していることにも注意が払われねばならないだろう。

このことは直ぐあとに見る1828年関税法制定をめぐる連邦議会内外の対立抗争と著しく様相を異にしていた事柄であった。

1828年関税法制定時には、ニューイングランドと「南部」の自由貿易ないし穏健な保護主義の連合が成立したのに対し、ペンシルヴェニアと中西部のあいだには、強力な保護主義の連合が成立した。またそれに先立つ保護主義者の運動としてよく知られるハリスバーグ大会(1827年7月30日～8月3日)では、毛織物工業保護法案を廃案にもち込んだペンシルヴェニア州の一部の保護主義者が中心になって、「南部」を除く全地域から国内産業を構成する殆ど全部門の保護が要求されたのであった。

ここで、われわれが、まず、アメリカ関税史研究史上、通常ほとんど取り上げられたことのなかった毛織物工業保護法案を問題にする理由は、この間の推移を克明にあとづけ、政策体系としての「アメリカ体制」の社会経済的基盤がどこにあったかを明らかにしてみたいと思ったからである。

先にその内容を検討しておいた毛織物工業保護法案に対しては、審議期間1カ月間に、マラーリー委員長を含めて、全部で53人の議員が質疑に参加している。『連邦議会議事録』によりながら、その選出州の内訳をみると、つぎの事実が明らかとなる³⁹⁾。

メイン	1人
ニューハンプシャー	2
ヴァーモント	1
マサチューセッツ	2
ロードアイランド	2
ニューヨーク	10
ペンシルヴェニア	9
デラウェア	1
メアリーランド	1
ヴァージニア	8
ノースカロライナ	3
サウスカロライナ	3
ケンタッキー	3
テネシー	2
オハイオ	2
ルイジアナ	1
ミシシッピ	1
イリノイ	1

審議に一人の議員も参加していなかった州が、コネティカット、ニュージャージ、ジョージア、アラバマ、ミズウリーの僅か5州に限られたことから、この問題に対する関心がいかに深かったかがよくわかるであろう。

この法案は、先にもみたように、最終的には上院で廃案に持ち込まれてしまった。が、法案を纏めた7名の下院製造業委員会の中でも、必ずしも意見の一致を見ていなかった法案であった。不一致の原因は、同法案が、もともとマサチューセッツ州の毛織物製造業者の請願を受けて準備されたものであり、株式企業形態をとった業者の要求に沿って立案されたことに関っていた。先に検討した原案の形になったのは、やっと原案作成の最終段階のことで、牧羊業者の同時的擁護を主張したペンシルヴェニア州選出のジェイムズ・スティーヴンスの意見を徴してであった³⁴⁾。

ニューイングランドとペンシルヴェニア州とのあいだにみられた法案作成時のこの決定的な対立は、それではいったいどこに原因があったのか。——結論を先取りしていえば、毛織物工

業を専一保護の対象にするか、あるいはこの産業に原料を供給する牧羊業者の利益をも同時に保護の対象に加えるべきかの対立であったといえよう。いやいや、問題をこのように矮小化してしまつたら、この時期の歴史の全容を完全に見失ってしまうことになるだろう。対立点は明白につきのところにあつた。すなわち、それは、株式企業形態をとつたニューイングランドの大製造業者の利害とペンシルヴェニア州内陸部の、農業者(牧羊業者、穀作農民)、中小生産者、労働者、職工などの一体化された利害との対立であつた。「国民経済」に対する両者のあいだの理念と利害の相違、経済学的に表現すれば、「再生産論」の相違だといつてよい。「アメリカ体制」の産業政策に、理念と政策の両面で批判する新しい社会経済的利害が登場している事実が、ここでなによりも注目されねばならない。

ところで、「毛織物工業保護法案」の立法化を急がせたマサチューセッツ州毛織物製造業者の請願とは、いったいどのような内容のものであつたのか。——それは、本論文で繰り返し論述された1825年のイギリス恐慌のアメリカへの波及、とくにアメリカ毛織物工業の不況という現実と深くかかわつていた。

大きくいって四つの訴えから構成されてきた³⁵⁾。

第一は、アメリカ歳入諸法の^{ざる}朧法化 (evasions of revenue laws) の事実の指摘である。

第二は、高率関税の賦課によって、アメリカ産業の育成をはかろうとした1824年関税法の法網をかいくぐつた輸入製品の大量流入である。

第三は、これらの脱税行為による外国毛織物の低価格での輸入と、それに起因するアメリカ毛織物工業の不況である。

第四は、この不況に対する連邦政府の救済策の渴望である。

そして、存在すると主張された脱税阻止の提案の一つに、原案に盛り込まれた最低評価額規定原則が含まれていた。

かかる請願を受け入れて立案された原案に対して、下院全体委員会(委員長はペンシルヴェニア州選出のジェームズ・ビュキャナン)の意見は大きく三つに岐かれていた。

第一は、毛織物工業保護法案を、1824年関税法の延長線上に捉え、同法で保護されることの尠なかつた毛織物工業の保護を、この法案の成立によって補足しようとした、マサチューセッツ州に代表されるニューイングランドの主張であつた。かれらは、方法として、先にも見たように、すでに綿製品の輸入に対して適用されていた最低評価額規定原則を盛込んで、外国、とくにイギリスの毛織物の輸入を阻止しようとした。

われわれにとって注目すべきことは、かれらが、ここで毛織物工業保護強化の論拠として用いた主張が、かつて1824年関税法制定時に、国内産業の保護主義者ヘンリー・クレイによって提唱された、農工の利害一致論の蒸返しであつたことである。かれらは、毛織物工業の保護によってイギリス製品が駆逐され、その代りに国内毛織物工業が育成されること、このことによって、工業労働に対する雇用が増進され、ペンシルヴェニア州西部やニューヨーク州西部や中西部諸州の牧羊業や穀作が促進され、農工商一体の経済的利益が国民的に保証されることを主張した。

例えば、ロードアイランド州選出のT・バージェス(Tristram Burges)³⁶⁾やD・J・ピアス(Dutee J. Pearce)³⁷⁾の意見、マサチューセッツ州選出のH・W・ドゥワイト(Henry W. Dwight)³⁸⁾や製造業委員会の構成メンバーJ・デイヴィス(John Davis)³⁹⁾、ペンシルヴェニア州選出のアンドゥリュー・ステュアート(Andrew Stewart)⁴⁰⁾の意見などがこれであつた。

ここでイメージを膨らませるために、J・デイヴィスおよびアンドゥリュー・ステュアートの次の意見に耳を傾けておこう。

デイヴィスは次のように言う⁴¹⁾。

ヴァーモントの紳士(マラー氏)によって、南部および中部諸州からニューイングランド向けに年々輸出される小麦粉の量が、外国のすべての市場向けの輸出とほぼ等しいことが、正確にも観察されています。[このことから]綿製品および毛織物の製造に従事した人口が、外国市場向けに輸出されている以上の量の農産物を年々消費していることが明らかにされえます。この[ニューイングランドの]人口は、約30万人と推計されます。しかし、この数字を、かりに僅か23万人にすぎぬと想定し、各個人が1週間に50 cts. 相当の食糧を消費するものとしたしますと、その金額は年々7.5百万ドルにも達します。これに対して、外国への小麦粉の輸出総額は、わずか5,334,414ドルに過ぎません。……

以上の多くの資料から次のことが明らかにされるように思われます。一つは、農業者と製造業者が無理なく同盟し、関係し合っていることです。二つは、農業者と製造業者が、おたがいに自分たちを縛る強力な紐帯によって結びつけられており、共通の利益を享受していることです。三つは、農業者の条件を改善する最も確実にして信頼できる方法が、国内市場を拡大するということがあります。(……および[]内挿入は楠井)

またアンドリュー・ステュアートはつぎのように主張した⁴²⁾。

ペンシルヴェニアほど、この法案の成立に深い関心をもっている州は合衆国にはありません。ペンシルヴェニアが、現在、完全な輸入禁止によってヨーロッパ市場から閉め出されている、自州産農産物のための市場を獲得することができますのは、わが国で国内製造業を維持し、増進することによってのみであります。……ペンシルヴェニアおよびニューヨークの農業者は、自分たちにとっても、国家にとっても、現在、毛織物の輸入代金として海外に送られている1年に10百万ドルの資金を節約すること、そして、この資金を、国内の製造工場で、自分たちの生産した羊毛や小麦粉を、製造業者の生産した織物と交換して、等価物の交換の代償として獲得することが、はるかに善いことであると知っております。……かれらは、

この法案の目的が、もはや海外では市場を見出すことのなくなったわが国の農産物の消費のために、国内市場を創出し維持することであることを、知っております。かれらは、もしこの法案が廃案にでもなったら、これらの製造業もこの市場も、そして、それに投資された数百万ドルの資本も、ともに、失われてしまうことを知っております。……この法案は、ペンシルヴェニアに対して、同州の羊毛と食糧のための永遠なる市場を創出するものとなりましょう。そのことの効果は、現在、1年に約7百万ドルも生産するようになっている木綿工業者に対して、1816年に適用範囲が広げられた保護によって、南部の綿花が市場を提供されたのと類似しております。(……は楠井)

このような毛織物工業関係者の議論の対極に、われわれは、第二の主張を見出す。すなわち、毛織物工業保護法案を1824年関税法の延長線上にみないで、むしろ、この法案を、多くの農業者や貧民がニューイングランドの製造業者、とくに株式企業形態をとった大製造業者の保護と発展のために、犠牲にさせられる法案だと捉えた主張である。

かれらが同法案を1824年関税法の延長線上にみようとしなかった理由は、毛織物工業保護法案が国内産業の保護を目的とした1824年関税法とちがって、明らかに輸入禁止を目的とした、しかも、ある特定の産業だけの保護のために外国の競争品の輸入禁止を目的とした法案だったからである。かれらは、同法案に盛り込まれた最低評価額規定原則が、貧しい人々の必要としている粗製品の輸入に厳しく、豊かな人々の欲している上質品の輸入に軽く設定されている事実を批判し、むしろ1824年関税法の方がましだとしたばかりではない。脱税を防ぐ目的だけならば、最低評価額規定原則の採用よりも、むしろ、税関の徴税官や製品評価官の充実の方が、より効果的ではないかと主張したのであった。かれらは、この法案が、ニューイングランドの株式企業形態をとった大製造業者の救済のための法的措置であることを明らかにして、

「内陸の偉大なる製造業利害を破滅させる」ばかりでなく、「最終的にはニューイングランドの権利や道徳や幸福にとっても命取り」になりかねない悪しき政策であること、加えて農業者、に対して途方もない税金を賦課する政策だと論じた。

また毛織物に対する関税引上げ発効日(1827年8月1日)と、羊毛に対する関税引上げ発効日(1828年6月1日)の約1ヶ年近いズレに注目して、同法案の隠された意図を暴露した。すなわち、何も知らない善良なる牧羊業者に、いかにも農工利害一体感の実現方法であるかのごとき安心感を与えたこと。そして、かれらに愛国心を培養し、自分たちとの同盟関係に引き入れたこと。その上で究極のところ、株式企業形態をとった製造業者の利益の実現のみを保証しようとしたこと。以上である。

このような主張をしたのは、ニューヨーク州選出のC・C・ケンプルレング(Cambreleng)⁴³⁾、ジョン・J・ウッド(John J. Wood)⁴⁴⁾、ミカエル・ホフマン(Michael Hoffman)⁴⁵⁾、ヘンリー・R・ストールズ(Henry R. Storrs)⁴⁶⁾であり、ペンシルヴェニア州選出のジェイムズ・ブキャナン(James Buchanan)⁴⁷⁾、ジェイムズ・S・ステューヴンソン(James S. Stevenson)⁴⁸⁾、ジョン・ワーツ(John Wurts)⁴⁹⁾、サミュエル・D・インガム(Samuel D. Ingham)⁵⁰⁾、トマス・H・シル(Thomas H. Sill)⁵¹⁾であった。

毛織物工業保護法案を批判したこれらの議員が、いずれも熱心な保護主義者であったことも、ここで念のために書き添えておかねばならない。かれらが共通して提起しているのは、ニューイングランドの議員の主張した、たんなる物流(商品流通)レベルでの利害調和の強調ではない。アメリカの国土に根ざす最も重要産業である農業の保護と、これと密接不可分に結びついた内陸部の製造業、およびこれらに労働力を提供している職工や労働者、あるいは日雇労働者の保護、要するに自分たちにとって隣人であるこれらすべての人々の全体的利益の保護

の強調である。

1824年関税法制定の際には、『連邦議会議事録』や『ナイルズ・ウィークリー・レジスター』のどこを探してもまだ見出すことの出来なかったこれらの利益の強調ほど、政策体系としての「アメリカ体制」に対抗する新しい勢力、すなわち、ジャクソニアン・デモクラシーの抬頭と、その現実基盤の拡がりを探る資料は、他にあまり見出すことができないように思われる。

われわれは『連邦議会議事録』のなかから、このような議論のいくつかを引用し、毛織物工業保護法案をめぐる利害対立の社会経済的背景を探っておきたい。

まずジェイムズ・ブキャナンに注目しよう⁵²⁾。

もし、この法案がただ保護だけに限定されていたら、たとえこの保護が大きすぎると信じても、私は同法案に賛成投票を投ずるでありましょう。私とこの法案の賛成者を区別いたしますものは、僅かばかりの意見の相違などではありません。保護制度のもとでならば、まだ幼弱な発展段階にしかない私自身の州(ペンシルヴェニア州——楠井)の毛織物も、漸次重要性を高めてゆくでありましょう。それは、わが国の土壤に深く根ざしたものであります。その成長は、しっかりと着実なものになってゆくでありましょう。その時には、牧羊業者は徐々に自分の所有する羊の群れを増加させ、製造業者の発達に歩調を合わせることになりましょう。そして、製造業者に原料を供給することになるでありましょう。

しかし、現在提案されております政策体系^{システム}のもとでは、どのような事情が発生するでありましょうか。製造業者に有利な輸入禁止制度です。それは、牧羊業者にはほんの僅かな保護をも付加しておりません。……この法的措置から必然的に発生せざるを得ない結果と、それを生み出す欠点を考えますとき、私はこの法案が、ただボストンおよびサーレムのための法案にすぎない、つまり、ニューイングランドの狭い地域の毛織物製造業者に、合衆国全体の市場の独占を付与するよう考え

られた法案であると信じます。この法案が成立し、法律になったならば、ペンシルヴェニアは、反ニューイングランドの関税法を必要とするようになるでしょう。合衆国が、現在、反オールド・イングランドの関税法を必要としているのと同程度にであります。……

ボストンおよびサーレムの巨額な資本の多くは、貿易から毛織物工業に転換したものであります。この産業部門は、ニューイングランドでは諸個人によって営まれておりません。富の大部分が株式会社 (incorporated companies) によって集中されており、その目的のために充用されております。製造業がこのような状態にある時、直ちに、外国の毛織物の輸入を禁止してもみなさい。その不可避の結果としてどんなことが起こるでございましょうか。東部にはすでに資本があります。東部にはすでに大株式会社が存在していて、うまく操業されています。これらの株式会社は、輸入禁止から生じる需要の増大に対応して、機械装置の規模を拡げるでございましょう。そして、そのようにして、これらの株式会社は、全国の残りの地方の毛織物工業を呑み込んでしまふでございましょう。われわれは、この株式会社と闘う準備をまだ整えておりません。わが国の製造業者は、かかる競争に堪えうることは出来ません。ミドル・ステイツの諸個人の技術も資本も、この法案が成立して法律になれば、東部の製造会社のすぐれた技術と資本によって圧倒されてしまふでしょう。みなさんは東部の独占を確立する準備をなさっていらしゃるのでございましょうか。……

わが国のこれまで制定された関税法は、ナショナル・ポリシーを達成する幅広い諸原則に立脚してございました。これらの関税法は、全国に、この政策体系の負担はもちろん利益をもひろげて参りました。困った条件下にある、保護に対して敏感なすべての利害関係者も、これらの法律で保護されて来ました。事実、これまで制定された諸関税法は、連邦の、種々の、そして幅広い諸利害関係者のあいだの妥協でありました。……しかし、提出中のこの法案の性格は何でございましょうか。一製品を含んでいるだけであり、その製品の製造の

ために、ニューイングランドの地方的独占を確立しようとする意図したものです。……私の選挙区民は、本質的に農業に従事しています。数年間にわたって穀物の価格はきわめて低く、農業者に十分な生活資料を殆ど提供できないほどです。……

この法案は、本質的に農業利害に益するものと主張されて来ました。農業法案と呼ばれて来ましたが、だがこの法案が成立すれば、牧羊業者は、やがて、外国の羊毛の輸入増大がやみ、自分たちの身の上に有害な結果がおよぶようになると感じるでございましょう。仮りに、それが、東部の大製造工場からほど遠くないところに位置する牧羊業者に有利なものであっても、中部諸州の農業に大きな影響がおよぶとは考えられません。わがペンシルヴェニア州の農業者は、自分たちの羊毛をニューイングランドまでおくのに費用がかかるので、ニューイングランドの牧羊業者と競争するなど出来ないのです。〔オハイオ州ステューベンビル所在の〕ステューベンビル工場 (Steubeuville Manufactory) が、ペンシルヴェニア州西部の牧羊業者に提供できる市場がもしなかったならば、ほんの僅かな量の羊毛もこの州の外部に出てゆくことはないでしょう。これらの羊毛がニューイングランドの諸工場まで運搬されると期待するのは、根拠のない、人を欺く希望でございまして。…… (……および〔 〕内は楠井)

キャンブルレングの主張⁵⁸⁾は、さらに一層明快である。

私が本法案に原則的に反対いたしますのは、第一に、本法案が、ニューイングランドの株式会社の救済のための法案だと信じるからであります。本法案は、ニューイングランドの諸会社の利益だけでなく、オールド・イングランドの毛織物製造業者の利益のためのものであります。第二の理由は、本法案を農業に対する莫大な租税賦課だと信じるからであります。同様に、わが国の財政収入にとっても破壊的であり、現在のわが国の政策とグレート・ブリテンの意図に厳密に従えば、内陸に存在するわが国の偉大なる製造業利害を破滅させかねない代物であり、最終的には、ニ

ューイングランドの権利や道徳や幸福にとっても、命取りになる法的措置だと信じます。その諸原則は、貪欲の一言に尽きます。……

私の議員仲間は、ペンシルヴェニアを喜んで引き合いに出そうとしました。かれらの引合いに出すペンシルヴェニアは過去のペンシルヴェニアであります。……私の議員仲間やかれの支持者が、「偉大なる国家的関心」をもった法的措置だと呼んだ法案を提出しようとする時は、いつでも、——また、かれが、ニューヨーク、ニュージャージ、ペンシルヴェニア、オハイオ、ケンタッキー諸州の、仮想的諸利益を結合しようとする時は、いつでも、ペンシルヴェニアの中に1824年段階のペンシルヴェニアを見出します。しかし、ペンシルヴェニアは、「偉大なる国家的関心」をもった法的措置と、ニューイングランドの株式会社救済のための輸入禁止法を区別できる聡明さをもっております。……

われわれの政策は、自然法と憲法に立脚するアメリカの政策であります。私は、わが祖国が、イギリスの、あの破滅の道に向かって進んでいるのを見たいとは思いません。私は、独立のヨーマンを粉々に打ち砕こうとしているニューイングランドのいまひとつのマンチェスターの貿易業から出発した製造業資本家の戦車の車輪をみたくはありません。

われわれのあいだには、新しい利害が成長して来ております。それはフランスの革命戦争中に、貿易から製造業への資本の突然の転換によってイギリスのマンチェスターで成長して来た利害と、その性格、諸原則および諸結果において一致した新しい利害であります。それは、貿易業から出発した製造業利害でありまして、一方において、わが国内陸で発達しております偉大なる製造業利害と、その性格において、著しく異なっているばかりか、他方において、貿易とかかわりをもつ海運業利害とも異なっております。商取引と産業に激変が起こるたびに、かれらは、わが国の祖先の行なって来た雄々しい独立の行動から離れて、むしろオールド・イングランドのマンチェスターの先輩たちのお手本に倣いながら、国家に対する

共感と愛国心に訴えております。……

これら貿易から出発した製造業利害は、旧くから内陸部に根強く存在している偏見に訴えて、当面の不況が外国貿易によってもたらされたものとし、それが自分たちの繁栄と国益、そして、わが国の海軍力の基礎である貿易や海運力にとって有害なものだと述べ立てているのです。

われわれは、製造業者の利益に敵対する関心を全くもっておりません。かれらの繁栄はわれわれの繁栄でもあります。

われわれすべての者と同様に、貿易から出発した製造業利害も、世界の産業を痙攣させたかの1825-26年の経済的激変によってその資本にいくらかの不況を被りました。他の者のようには、商業上の損失に慣れていたわけではなく、むしろ大きな配当に慣れ親しんで来ましたから、ニューイングランドの株式会社の社長も重役もびっくりいたしました。そして、自分たちが破滅してしまうのではないかと考えたのです。かれらは会議を召集しました。……これらの資本家のなかで率直な人々は、過去10年内にかれらの資本が100万ドルから400万ドルにまで増大したこと、そして、かれらの今日の不況が、かれら自身の投機によってもたらされたものであることを認めています。また、別の人々は、1824年関税法における原毛に対する関税の引上げや、関税収入支払の際の不正を、不況の原因に求めております。社長、重役、株主は、連邦議会に請願しようとして決議しました。しかし、原毛に対する関税を引下げようとはしませんでした。たしかにいたしませんでした。農業利害は警戒させてはならないのです。……同時に毛織物の輸入禁止を保証できるものならば、疑う心をもっていない牧羊業者と契約して、かれらが不満を抱いている関税そのものの引上げさえ求めることを善しといたします。この法案は、企図された目的のために実に立派に作られたものです。それは、器用な手で作られた制作物です。……

さらにペンシルヴェニア州のジョン・ワーツは、先に引用した、同州選出でありながら同法案に賛成したA・ステュアートを批判して、次

のような反論を加えた⁵⁴⁾。

この法案の成立によってペンシルヴェニア州の農業者が利益をうることに熱心なあまり、私の同僚(ステュアート——楠井)は、平等に利益を保護しなければならない、この社会の諸他の全階級のことを看過し、忘れ去ってしまっております。かれは額に汗して日々の糧を得ている労働者のことを忘れてしまっております。かれは、ペンシルヴェニアの小村落や町が、それで一杯になっている人口のことを忘れてしまっております。これらの人口は、……勤勉にして質実なる職工や日雇労働者からなり立っております。彼らの稼ぎは、つねに少額で、他人に提供できる交換可能な生産物を全くもっていないために、現金で生活必需品を購入しなければなりません。これらの階級がどうなってしまうか、お尋ねしとうございます。

第三の意見は「南部」からのものであった。

ヴァージニア州選出の C・F・マーサー (Charles F. Mercer)⁵⁵⁾、ウィリアム・S・アーチャー (William S. Archer)⁵⁶⁾、アンドリュー・ステューヴンソン (Andrew Stevenson)⁵⁷⁾、ナス・H・クレイボーン (Nath H. Claiborne)⁵⁸⁾、サウスカロライナ州選出のトマス・R・ミツェル (Thomas R. Mitchell)⁵⁹⁾、ジェイムズ・ハミルトン、Jr. (James Hamilton, Jr.)⁶⁰⁾、ジョージ・マックダッフィ (George McDuffie)⁶¹⁾、ノースカロライナ州の J・H・ブライアン (John H. Bryan)⁶²⁾ が、主な発言者であった。

ここでは、「南部」の利益を典型的に代表していると考えられる J・H・ブライアンと G・マックダッフィの意見を、必要にして十分な程度に、簡潔に纏めておくことにしよう。

ブライアンは、大略、つぎのような議論を展開した。

ブライアンは、まず、自分の選挙区民(主として農業および貿易階級)が、毛織物工業保護法案によって利益を享けることなく、租税負担だけを引き受けなければならない事態を指摘

した。そして、毛織物工業保護法案が原理的に有害で、その効果において不公正かつ不平等なものだと論じた。

かれはアダム・スミスの「自由放任論」の影響を受けていた。そして、これによりながら毛織物工業保護法案を批判した。「いかなる政府も、そのままただ放任さえておれば自分たちでやってゆける技能と成功をもっております市民の産業を、規制することも統御することも出来はしません。このことは、あらゆる時代の経験から明らかかなことであります」⁶³⁾ (傍点部分は原文イタリック)。さらに続けて次のように言う。「個人の利益に最も貢献するものが何であるかを、より多く知る機会を政府がもっているとかりに認められたといたしましても、かくも幅広い、多様化し、複雑な〔市民の営みを〕監督するのに、政府が適切だとはとても考えられません⁶⁴⁾」(傍点部分は原文イタリック)。「国家のなすべき真の政策はあらゆる階級の市民の誠実な勤労 (honest industry) に対して、公平な保護と奨励を提供することにあります」。しかるに「審議中の法案は、ある種の外国の毛織物に異常なくらい高い関税を課すことを提案しております。その大部分は、この社会の中産諸階級 (middling classes) と比較的貧しい階級の着用するものでありまして、……その関税の高さは、製造業委員会の委員長 (マラー氏) でさえ、禁止的関税であることを躊躇なく認めているのであります」⁶⁵⁾。(……および〔 〕内は楠井)

読者は、不公平な社会経済的結果を招く禁止的関税法案が、アダム・スミスの経済学にしたがって批判されていることに留意されたい。そして、A・スミスの理論にしたがいながら、かれは「自由競争の原理」を提唱したのである⁶⁶⁾。そうすれば、かれら(中産諸階級および貧しい階級)の必要とする生活必需品が安く入手出来るからであった。

そして、また、ブライアンは、このような「自由競争の原理」に立脚して「国益」をも語るのであった。「国家の利益 (interest of the nation)

は、……製造業の奨励だけでなく、農業や貿易の奨励にも同程度に関心をもつことであります。これら偉大なる産業部門のいずれもが、ある特定の一つの偉大なる製造業利害の創造や確立よりも、わが国の国家としての繁栄と独立にとって一層大切なのであります⁶⁷⁾。(……は楠井)

かれは、当面の不況が毛織物工業だけに限られたものでないことを明らかにして、毛織物工業だけが政府の保護を要求していることに反対した。かれは「南部」の主要作物である綿花の現状について語り、1826年の綿花の輸出が数量的にも価格の面でも急減して、「南部」の農業が最悪の状態に陥っていることを数字で示しながら⁶⁸⁾、それにも拘らず「南部」からは、政府に対する救済の要求がまったく提出されていない事実を論ずるのである。そして嘆息まじりに次のように言う。

「かれら(プランター——楠井)は、自分たちの仲間である諸他の市民階級(other classes of their fellow-citizens)の犠牲の上で、連邦政府から援助・奨励を受け、育成されることに不馴れであります。かれらは自分たちの社会経済的状況が落ち込んで来たとき、財産を売り払おうと努め、「南部」や「西部」の荒野に自分たちの新たな運命を探し求めようとするのです。かれらは自分たちの世襲財産や自己の労働で獲得したものを、多くのばあい、その実質価格の1/3で売却せざるを得ません。かくして、かれらは、“一挙に”，自分たちの資本を破格な安値で失ってしまわざるを得ないので⁶⁹⁾。(“ ”は原文通り)

一言で要約すれば、ブライアのいう「国益」とは、不況に対する「南部」のこのような対処法(まったく個人的な、社会進化論的対処法)を、「自由競争の原理」に基づいて、すべての産業部門(すべての個人)に甘受させようとするものであったといえる。

ブライアンは、また、アダム・スミスの「自由放任論」および「自由競争の原理」からイギ

リスの1825年恐慌とそれによって惹き起こされた当面の合衆国の不況をも説明する。したがって、かれの説明法は、先ほど検討したニューイングランドの毛織物製造業者の代弁者の説明法(原毛の輸入関税の引下げによる製造原価の低落、または、虚偽の価格を送り状に表示し、支払わねばならない関税を不正に免れることなどで、イギリスが毛織物を大量に合衆国に輸入して来ていることによって招来されたという説明法)とはまったく異なったものとなった。

ブライアンは、つぎのように分析した⁷⁰⁾。

20~30年間にもわたった戦争(フランス革命からナポレオン戦争に至るヨーロッパの戦争——楠井)中に、イギリスは世界の通商と供給を独占しました。紙幣の流通が不当な額にまで増大したために、イギリスの諸価格は、わが国のそれと同様に急騰しました。しかし、全世界が平和を回復したいま、ヨーロッパは独力で工業製品を生産するようになったのです。……イギリスが享受した(戦時中の——楠井)甘やかされた繁栄状態は、巨額な資本の製造工場への投入を促しました。——その生産物は巨大な山のように積み上げられ、ヨーロッパ市場はかれらによって先回りして征服されてしまいました。——その結果何が起こったのでしょうか。大きな反動と大不況が起こったのです。かれらはその製品を、自分たちのために獲得できるものと交換に売らざるを得なかったのです。私は、これこそイギリス人がわが国の市場に大量に製品を供給せざるを得なかった真の原因であると思います。イギリスの製造業者が、今日、その製品を大いなる犠牲を払っても売却することに同意しているのは、かれらの“意思ではなくて貧しさ”からなのです。尊敬すべきヴァーモントの紳士(マラーリ——楠井)は、これをわが国の製造業者を破滅させようと企図したイギリス業者の抜目のない戦術体系に帰したのですが。(“ ”は原文の通り)

マサチューセッツ州の毛織物製造業者は、当面の不況をイギリスの製造業とそれに結びついたイギリス政府による世界市場支配の戦術から

生じた「構造的なもの」と理解した。「南部」の「自由放任論」者は、その原因を、イギリス製造業者の過剰投資の崩壊から生じた「循環的なもの」と理解した。当面の「不況」に対するこの理解の相違が、毛織物工業保護法案に対する対応の仕方の相違となって現われたことに注目するべきであろう。

いま一人の「南部」人、ジョージ・マックダッフィは、第20議会第1会期に下院歳入委員会(Committee of Way and Means)のメンバー⁷¹⁾であった人で、1828年3月12日に、同委員会から連邦下院に提出された有名な「マックダッフィ報告書」(Report on the State of Finances)⁷²⁾の策定者であった。

この報告書(「マックダッフィ報告書」)は、さきに本論文(第6分冊)で検討されたラッシュ財務長官の『1827年財政報告書』(Report on the Finances, December, 1827, in *Reports of the Secretary of the Treasury of the United States, prepared in Obedience to the Act of May 10, 1810* Vol. II, Washington 1837, pp. 435-437)に対する同委員会のコメントとして公表されたもので、「アメリカ体制」推進の保護主義者、ラッシュ長官の見解を正面から批判したものと知られる歴史的文書である。

この報告書は、のちに検討するいわゆる『ボストン報告書』(Henry Lee, *Report of a Committee of Citizens of Boston and Vicinity, opposed to a Further Increase of Duties on Importations*, Boston 1827)の影響のもとで書かれたことでよく知られているが、ここで毛織物工業保護法案に対するマックダッフィの主張を検討しておくことは、そのかぎりにおいて重要性をもつだろう。

マックダッフィは大略つぎのように述べている。かれは、ブライアンと同様「南部」人であったが、ブライアンとは違った方向から「南部」の利益を表明しているところに、われわれの関心を惹く。

かれの論点は、大きく五つから構成されていた。

第一は、1824年関税法のもとでも、なお、イギリスの製造業者との競争に堪え得ないという理由で、関税の引上げを迫るボストンの製造業者の請願に対する批判である。

批判の鋒先は、関税を引上げれば、外国品が排除され、現行の価格よりも1/3強の安い価格で国産品が供給されるようになるだろうという法案支持者の、根拠のない主張に向けられた。その論拠は次の通りであった⁷³⁾。

消費者は、たしかに、かれ自身の政府に対して33 1/3%を支払うことを免れましょうが、そのことによって政府の財政収入は、同程度減退するでしょう。かれは、また、輸送のための約8~10%の経費を免れるでしょう。しかし、そのことでわが国の海運業者や海軍は、著しく犠牲に供せられるでしょう。

消費者は、この法案が効力を発することによって、従来外国品に対して支払われていた40%の代りに、平均して75%を支払うよう強制されるでしょう。かれは、この負担の増加に対して自ら慰めるすべを提供されず、今までなら、ただ、政府を支持するために33 1/3%を支払い、わが国の海運業と海軍の維持のために8~10%を支払えばよかつたのに、いまや、極めて少数の資本家のポケットに、資本家だけが利益を専有できるよう、75%も支払わなければならないのです。

第二は、法案賛成者の主張する、極めて抽象的な形での「農工利害一体論」ないし「農工利害相互促進論」に対する批判である。これは、ペンシルヴェニア州西部、ニューヨーク州西部、および中西部諸州の利益を擁護した議員たちの、先にみた反対論と一脈相通じる論理であったといつてよい。

マックダッフィは、ペンシルヴェニア州の農業者(牧羊業者)が、ニューイングランドの毛織物製造業者に対して原毛を提供しうる条件はきわめて限られていたとみた。そして、このよ

うなあるかなしかの可能性を、声高に主張する議論を、「毛織物の哲学的分析」(a philosophical analysis of woollen cloth)と命名した⁷⁴⁾。「マサチューセッツの農業者だけで……ニューイングランドの全製造工場に必要とされる2倍もの重量の羊毛を供給する能力をもっていた」からであった。したがって、ペンシルヴェニアの羊毛は、そこまで運ぶ運賃を考慮するとき、現実には、マサチューセッツの羊毛と競争するのは難しかったのである⁷⁵⁾。

第三は、「この法案が南部諸州にとってのみ有害で圧制的である」という当時流布していた観念に対する批判である。かれは言う。「これは大変な誤りであります。蓋し、この法案の負担は、とくに南部にとって重苦しいものであっても、その地方に限られるものではないからです」。にもかかわらず、なぜかくも「南部」諸州は、他の諸州にまさって異口同音に、この法案に反対しているのだろうか。

かれは、この問いに対して、実に興味ぶかいつぎの議論を展開しているのである⁷⁶⁾。

経済学の諸原則に対して、他にまさる理解力、または、より完全な知識が、南部諸州に存在しているからではありません。経済学に対する理解力をもっとも豊かにもっており、かつ、あらゆる国々で、かかる諸問題にかんして全社会の世論を形成し統御する立場にある人々が、奨励金や独占という、人の心を悪魔に売り渡すような影響力によって買収もされないということ、そして大多数の民衆の諸利益を裏切り、犠牲にしてしまうこともないということ——この[もっと大切な——楠井]ことが、そこに存在しているからであります。

ここでマックダuffiは「南部」人特有のお得意の議論を展開する⁷⁷⁾。

ある国の政府が、社会の一部分の人の利益を守ろうとして、他の人々に課税し、私有財産権に干渉しようと企てるときは、いつでも、種々さまざまな資本家のあいだに同盟が形成され、働いてい

る比較的貧しい階級を、いかにも愛国心があるかのごとく装いつつ、富と貪欲のお社に犠牲としてお供えしようといたします。

加えて、また、次のように言う。

かつてイギリス重商主義期にみられたこのいかがわしい資本家同士の同盟が、今日、合衆国で、「アメリカ体制」とか「国内産業の保護」とかいう、いとも神秘キャバリスティック的な語句を巧みに操りつつ復活し、「ほんの僅かな州の、恐らく総人口の1/20にも足らぬ富裕な牧羊業者と毛織物製造業者」の同盟を作り出し、「大衆の間に、建国以来かつて存在したことの無いほどの最も異常で最も致命的な欺瞞の一つを生み出して来た」⁷⁸⁾。「合衆国のなかでマサチューセッツ州ほど……わが市民の貿易と資本をコントロールする目的で、この禁圧的な法的措置を採択しようとしている州は他にはありません」⁷⁹⁾、と。

ここで、マックダuffiが明らかにしたことは、「南部」が政治的に清純であることと、ニューイングランドの政治的汚濁であった。

この議論を受けて、第四に、マックダuffiは、合衆国憲法を援用し、かかる資本家間の「同盟」を批判するのである⁸⁰⁾。

奨励金制度が、輸入関税制度と同様、国内産業の保護にとって効果的であるという考えは、相対立する偉大なる二つの学派、アダム・スミスとマッシュュー・ケアリーの両学派に属する政治家によって普遍的に認められております。

マサチューセッツ州選出上院議員(第20議会では上院議員になっていた)D・ウェブスターは、保護主義者への改宗後、こうした考えの代表的存在であった。マックダuffiは、このウェブスターの奨励金制度擁護論を、お馴染みの護憲論で批判するのである。かれは言う⁸¹⁾。

マサチューセッツ州議会が同州の産業部門にどのような奨励金を与えようと合憲的である。しかし、同州議会はそのような試みをしようと

せず、「大変穏やかな調子で連邦議会に対して、最も不平等で最も圧制的な租税を、合衆国の民衆に、公然とその目的のために、賦課しよう」と要求した。どんな顔をしてかくも無作法な要求を行なうことが出来るのかと、私はおたずねしたい。中部、西部、南部諸州の民衆が、ニューイングランドの製造業者から貢納金の提供を要求されるのは、いったいどのような公正または健全な政策原理に基づいてなのだろうか……。健全なる法律制定と憲法上の自由の原則のすべてに対するこの無法なる侮辱をひた隠しにするか、あるいは、和らげようとしても無駄なことである。この国の政府は、合衆国のある特定の地方の利益のために他の地方を抑圧する、このような国家的諸目的のために権力をふりむけようとする租税制度のもとでは、とても存在できるものではない。このような諸原則に基づいて行動している、かくも広大な国の政府ほど、憎むべき、抵抗し難き専制政治は、他には殆ど考えられえないのである。「個々の州がこの連邦に加入したのは、この政府を維持し、共同の防衛と一般的福祉を提供するためである」。「この共和国の安全性、名誉、あるいは一般的福祉にとって必要とされる国家的目的が提示されるときはいつでも、私は立ち止まって、〔このことによって——楠井〕この連邦の他のセクションが、わがセクションよりも少ない経費しか支払おうとしないか、ついでながら、より多くの利益を奪おうとしているかを調査する」と。

第五は、この法案によってもたらされる外国貿易の完全なる死滅（マックダッフィはそう考えた）から生じる財政収入の減少に対する指摘である。

これだけならばここでとくに取立てて論じるほどもない言い古された論議に過ぎない。マックダッフィの特殊性は、これを「西部」で進められている国内開発事業計画に対する連邦政府の援助の減退と結びつけたことである。このことは、毛織物工業保護法案の阻止のため、「南部」と「西部」の同盟を意識したものと考えら

れて興味ぶかい。かれは次のように言う⁸³⁾。

この法案を支持することによって、西部諸州は、連邦内の他の地方と同様に、この法案によって賦課されることになる苛酷な、人目をごまかす租税負担の被害を蒙るだけでなく、国内開発事業制度を犠牲にすることになります。ケンタッキー、テネシー、インディアナ、ミズウリー、イリノイの諸州が、この法案からいかなる利益を引き出すか、私にたずねさせてごらん下さい。これら諸州の市民は、日常消費する毛織物に対して平均40～50%も高く支払うことになり一方、——そして、そのうち最も苛酷な部分は、中産階級および比較的貧しい階級の上に降りかかるものなのですが——、この法案成立の結果として、以後20年間、1年に1ヤードの毛織物も製造することはないだろうし、製造業者に対して1000重量ポンドの原毛も売ることがないだろうと申し述べましても、決して過言ではございません。

税負担だけ多く課せられ、益するところのまったくない事実そのものが突きつけられているのである。

以上を要するに、毛織物工業保護法案をめぐる議会内論争は、1824年関税法制定時の議会内論争とは、かなり趣きを異にしていたといえる。1824年関税法制定時には、いわば旧体制派と考えられたニューイングランド＝「南部」連合に対して、「アメリカ体制」派が自らの利益を主張し、新しい国家像を提示した。

しかし、毛織物工業保護法案をめぐる審議では、利害配置図はまったく異なってしまっていた。ペンシルヴェニア州西部の利益を代表する議員たちが、自ら国内産業の保護の立場に立ちながら、クレイ＝マラー一流の国内産業保護政策（「アメリカ体制」論）を批判し始めたことが、何よりも大きな変化であったといえる。

かくして毛織物工業保護法案は、下院では通過したものの上院では葬り去られてしまうことになったといえる。そして、国内産業を保護す

ることとはいったいどんなことか、国民経済の構築とは何を意味することかという問題が、いま一度根底から問い直されるに至ったのである。こうしたなかで国内産業の保護をめぐる賛否両論の大衆運動が、連邦議会の外で大きく盛り上がってくることとなった。ハリスバーグ大会とボストン市民の会議に代表される大衆運動がこれであった。

いまやアメリカ経済は大きく変化し揺れ動きつつあった。ニューイングランドを中心に建国後進められて来た産業革命が、この変化を齎す上で大きな動因であったことは否定できない。加えてイギリスの産業革命の完了と、これに伴うイギリス産業資本による世界市場再編成のうねりも、強烈に意識しないわけにはゆかない。——こうした合衆国内外の経済的激変が、次の時代を展望する新しい政治・経済理念の誕生をもたらしつつあったといえよう。ジャクソン期の訪れは、もう直ぐ手の届くところまで来ていたのである。

そこで、われわれは進んで、ジャクソン期への移行を展望しつつ、この移行に決定的に重大な影響を及ぼした1820年代末の保護主義をめぐる賛否両論の大衆運動を、正面から考察してゆくことにしよう。

注

- 1) 楠井敏朗『「アメリカ体制」と『ジャクソニアン・デモクラシー』』(8), 『横浜経営研究』IX/2 (1988年), を参照.
- 2) 同論文(6), 『横浜経営研究』VXXX/3 (1987年), を参照.
- 3) 同論文(8), 『横浜経営研究』IX/2 (1988年), を参照.
- 4) 同論文(8), 『横浜経営研究』IX/2 (1988年), を参照.
- 5) エリ・ア・メンデリソン『恐慌の理論と歴史』(飯田貫一・平館利雄・山本正美・平田重明訳) 2分冊, (青木書店, 1960年), pp. 149-164; 諸田 実『同時代の論調からみた1825/26年ドイツの取引所恐慌——原始蓄積過程における擬制資本の過剰投機——』(諸田 実『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣, 1974年, 第3章); 毛利健三『1825年恐慌とイギリス綿工業——イギリス産業資本確立過程の構造分析序論——』, 『社会科学研究』(東京大学), XVII/6, 1966年; 同『自由貿易帝国主義』(東京大学出版会, 1978年), とくに3, 4, を参照.
- 6) 後述 III D(4) ハの論述を参照.
- 7) 後述 III D(4) ハの論述を参照. 加えてHenry Lee, *Report on A Committee of the Citizens of Boston and Vicinity, opposed to A Further Increase of Duties on Importations*, Boston 1827, p. 9, をも参照.
- 8) *Register of Debates in Congress, Comprising the Leading Debates and Incidents of the First Session of the Twentieth Congress: Together with An Appendix, Containing Important State Papers and Public Documents and the Laws Enacted during the Session, with a Copious Index to the Whole*, Vol. IV, Washington, D. C. 1828 (以下 *Congressional Debates*, Vol. IV と略記), p. 732.
- 9) *Ibid.*, p. 1099.
- 10) *Niles' Weekly Register*, XXXII(1827), p. 19 [L].
- 11) *Congressional Debates*, IV, pp. 732-733.
- 12) 「最低評価額規定」については、楠井敏朗『「アメリカ体制」と『ジャクソニアン・デモクラシー』』(8), 『横浜経営研究』IX/3 (1988), を参照.
- 13) 製造業委員会の少数派を構成し、原案に不賛成であったチャールズ・A・ウィックリフ(Charles A. Wickliffe, Ky.) は、審議の過程で、最低評価額があまりにも高すぎる価格に決められているために、1ヤード当り2ドル以下の毛織物布地の事実上の禁止にまでなっていると批判した。*Congressional Debates*, IV, p. 750. またジェイムズ・ブキャナン (James Buchanan, Pa.) も、この法案は3ドル50 *cts.* 以下の普通品 (goods in common use) の殆ど全ての輸入を禁止するものだ、と批判した。*Ibid.*, IV, p. 779.
- 14) 第19議会第2会期(1826-1828年)の下院製造業委員会は、次の議員から構成された。R・C・マラー(委員長, Vt.), L・コンディクト (Lewis Condict, N. J.), コナー (Conner, 選出州不明), C・A・ウィックリフ (Charles A. Wickliffe, Ky.), B・ホワイト (Bartow White, N. Y.), J・ステイヴンソン (James Stevenson, Pa.), J・デイヴィス (John Davis, Mass.) の7名がこれである, *Niles' Weekly Register*, XXXI (1826), p. 240.
- 15) *Congressional Debates*, IV, p. 733.
- 16) マラーの推計では、毛織物工業への資本投下額は、1827年の時点で40百万ドル以上であった。

Congressional Debates, IV, p. 733.

- 17) マラリーの推計では、全国の羊の飼育数は、1827年の時点で15百万頭であった。*Congressional Debates*, IV, pp. 733-734. また、羊の飼育地域は、ニューイングランド、ニューヨーク、ペンシルヴェニア、オハイオ、ウェストヴァージニアであった。*Ibid.*, p. 734.

- 18) *Ibid.*, 334-335.

- 19) マラリーは、ここで次の数字を挙げている。

1811年には、合衆国で綿製品の製造に向けられた綿花の量は、3.6百万重量ポンド。生産された燃糸の価格は、1重量ポンド当り90 cts. したがって、ここから割出された綿製品の総生産価格は、総額3,240,000ドルであった。

1816年には、投下された資本額は40百万ドル、製造に向けられた綿花の量は90,000ペイル。1827年には、製造に向けられた綿花の量は180,000ペイル(54百万ポンド)、生産された製品の総額は、1重量ポンド当り50 cts. として計算して、27百万ドルに達した。*Ibid.*, p. 735.

- 20) マラリーは、合衆国の輸出高を次のように挙げて、保護政策による輸入額減少の影響が全くなかった事実を確認している。

1821年 \$2,754,000, 1822年 \$3,120,000, 1823年 \$3,139,000, 1824年 \$4,480,000, 1825年 \$5,700,000, 1826年 \$6,000,000 以上。*Ibid.*, p. 736.

- 21) マラリー委員長は、イギリスの「支配の精神」について、つぎのように述べている。すなわち、「イギリスをして、弱小かつ柔弱なビルマを略奪させ、メキシコの諸鉱山を探索させている精神」。そして、その「精神」が、「現在、イギリス史上類例を見ない厳しい全国的不況によって駆り立てられている」と。つまり、マラリーは、この「支配の精神」が、16世紀のスペイン人やポルトガル人を駆り立てたかの「黄金欲」と全く異なると、近代産業の市場獲得欲に根ざすものであったこと、しかも、最近の近代恐慌(1825年恐慌)によって一層強められている事実を明らかにしているのである。*Congressional Debates*, IV, p. 737.

マラリーは、これに関連して、1817~1822年におけるイギリスの主要国向け輸出額を次のように表示している。

対	ロシア	14,000 (千ポンド)
	オランダ	12,000
	プロシア	6,000
	フランス	7,600
	合衆国	38,333

合衆国市場の重要性が際かとなるだろう。*Ibid.*

- 22) *Ibid.*

毛織物工業のこのような事態は、金物工業に

も妥当した。マラリーは、次の数字を与えている。*Ibid.*

1819年のイギリスからの金物の輸出総額は、£1,150,000.

うち 対	ロシア	£67,000
	ドイツ	87,000
	プロシア	9,000
	合衆国	460,000 (40%)

1824年のイギリスからの金物の輸出総額は、£1,202,000.

対	ロシア	£20,000
	ドイツ	74,000
	プロシア	3,000
	合衆国	488,000 (41%)

- 23) *Ibid.*, p. 737.

- 24) *Ibid.*

- 25) *Ibid.*, p. 738.

当時、アメリカの商人が外国貿易から排除された事実や、イギリスの製造業者が関税支払をうまく逃れた事実について、マラリーは次のように述べている。「ニューヨークの貿易商人組合(Merchant Society)は、1820年につぎのように推計した。連合王国から輸入された繊維製品の4/5は、外国人の計算で行なわれた。全輸入品23,606梱のうち、18,674梱が外国人の計算によるもので、残り4,932梱がアメリカ人の計算によるものであった。」「わが国の貿易商人は、日々その事業部門を放棄しつつある。」「外国人は日々優勢になりつつある。」「これこそ、わが国の法律で外国人がかなり利益を得ている証拠である。」「事実、周知のことであるが、イギリス製造業者は、この国に対して、イギリス人の代理人宛に出荷するのと同じ条件で、わが国の貿易商人に商品を売ろうとしない。わが国の貿易商人は、製品の代価に加えて関税をも支払うことを考えねばならない。イギリスの製造業者は、アメリカの貿易商人が逃れようとしても逃れられない関税をうまく逃れることが出来る。……」*Ibid.*

- 26) *Ibid.*, p. 739.

- 27) *Ibid.*

- 28) *Ibid.*

- 29) *Ibid.* 不況は一時的で、突然の激変によって生み出されたもの。その害悪はいかに大きくても、急速に救済されるもの。このような考え方は、デラウェア州選出のマクレインによっても共有されていた考え方である。*Ibid.*, p. 822. この考え方は、当面の下況を、「アメリカ体制」派が考えたように構造的なものと捉えず、循環的なものと理解した考え方によるものであった。マクレインは、ジャクソン期に財務長官をつとめ、有名な『製造業に関する報告書』(*Documents relative to the Manufactures in the*

United States, collected and transmitted to the House of Representatives, in compliance with a resolution of Jan. 19, 1832, the Secretary of the Treasury, Washington 1833, 通称 McLane, Report on Manufactures, 2 vols.) を纏めた人物である。かれは製造業の保護には賛成したが、1824年関税法以上の過度の保護には反対した。

30) *Ibid.*, p. 739.

31) *Ibid.*, p. 739.

ここで、マラーは、つぎの事例を挙げている。「1826年7月には、ある特殊製品をもったアメリカ商品は、フィラデルフィア市場で1平方ヤード当り、2ドル50 cts. から2ドル60 cts. で売却された。ところが、90日後の9月には、同種の商品は、1平方ヤード当り1ドル90 cts. から2ドル00 cts. で売却された。つまり30%の価格変動をもたらしたのである。この後の方の時期に大量のイギリス製品が市場へ投入され、上記の破滅的な価格変動を生み出したのである」。*Ibid.*, p. 739.

32) *Ibid.* マラーは審議の過程でもほぼ同様の事実を指摘している。「イギリスの製造業者は、過剰品をかかえるとそれをわが市場へ押し出しつつ、価格のいかんにかかわらず、競売に付してくる。〔このため〕わが国市場で過剰供給が発生する。国産品であれ、外国品であれ、全ての在庫で価格低下が起こる。このことで、外国人は、その持分、たとえば、50万ドル、1百万ドル、あるいは150万ドルに対して30%の損失を被る。アメリカ人は、たとえば、3百万ドル、5百万ドル、10百万ドルに対して30%の損失を受ける。イギリス人は国内では市場を安全にする。かれは損失を被る場合でも、外国で損することを選好する。その結果、わが国の諸市場は価格変動に見舞われる。わが国の製造業者は、安全確実な計算をまったく行なうことが出来ない。かれはわが国の生産能力と消費能力を知っているかも知れないし、知っているだろう。かれは自分の供給を需要に適用しようとする。しかし、かれは、外国人がいつ過剰品を投入してくるつもりなのか知らない。致命的な経験をしてはじめて、かれは、全ての計算が、きわめて慎重に仕組まれた詐欺であったことを知る。…外国人の取引上の“戦術”は、最終的に、アメリカの製造業者に、絶望のあまり降伏を余儀なくさせるものである。一方で、かれは、自分自身の政府の冷淡な無関心によって打ちのめされる。他方で、かれは、外国の競争者の勝ち誇った詐欺行為によって打ちのめされている。かれは、外国人が思いのままに支配できる市場から引き下がらざるを得ない。この市場では外国の代理商が支配者であり、主人である」。(……

は楠井) *Congressional Debates*, IV, p. 798.

33) ここにあげられている数字は、*Congressional Debates*, IV, より楠井が整理したものである。

34) *Congressional Debates*, IV, p. 1024.

35) *Ibid.*

また、ロードアイランド州選出のD・J・ピアスによれば、連邦議会に提出されている請願書には、つぎの諸事実が訴えられていたという。第一. 1824年関税法が望まれた効果も意図された効果も果していないこと。第二. 多くの毛織物が合衆国に密貿易されていること。第三. 虚偽の送り状が発行されていること。第四. 1818年に制定された輸入品評価官任命法 (law of 1818, authorizing the appointment of appraisers) で、これらの詐欺が見破られも阻止されもしなかったこと。第五. 半加工の衣服が高関税を逃れるために輸入され、合衆国に輸入されたあとで、ほんの僅かな費用で完成され、合衆国の上質製品の代りに国内市場に流入していること、など。*Congressional Debates*, IV, p. 861. またマサチューセッツ州選出の下院議員で、下院製造業委員会のメンバーでもあったジョン・デイヴィスは、連邦議会に提出された請願書のなかに、つぎの事実が訴えられていたことを明らかにした。

第一. 多くの工場が操業を停止していること。第二. 残りの工場の大部分も、機械装置の一部を運転しているに過ぎないこと。第三. 過去数カ月間行なわれた全ての事業は、損失に帰結したこと。第四. この産業部門は、いまやきわめて深刻な困難のもとで事業を進めていること。そして、保護を求め、専ら立法府の介入を期待して生き延びていること。*Ibid.*, p. 882. ペンシルヴェニア州選出のジョン・ワーツによれば、請願書にはつぎの事実が訴えられていたと述べている。

第一. 当面の不況 (かれはそれが厳しいとは認めたが、一時的なものと考えた) が、外国品の輸入業者による33 1/3%の従価税の脱税によってもたらされたこと。第二. ごまかしや虚偽の送り状によって、同関税法の法網がかいくぐられていること。したがって、第三. アメリカの製造業者は、1824年関税法によって期待された保護の恩恵を奪われていること。*Ibid.*, p. 1071.

36) *Ibid.*, pp. 750, 1000. バージュスはつぎのように言う。「毛織物工業を保護する効果は、終局的には、貧しい人から輸入経費と関税の全額を節約させ、現在8ドルもするコートの代わりに3ドルのコートを得させることにある」と。

37) *Ibid.*, pp. 857-871. ピアスは、毛織物工業保護法案が成立した時には、農業利害や貧しい人が被害を受けることになろうという反対派の意見

を反批判し、ロードアイランドの事実から、1816年関税法の木綿工業に対する保護効果を論じ、そこでは、製造業と農業が相互に関連し合いながら発達したと論じた。そしてこの議論を前提にして、かれは、毛織物工業保護法案が、1824年関税法で十分な成果を得られなかった毛織物工業に対して、木綿工業に対する1816年関税法の保護効果と同様の効果を与えるであろうと述べた。

38) *Ibid.*, p. 825. H・W・ドゥワイトは次のように述べた。「本法案や、そのなかに盛り込まれている最低評価額規定の目的は、……1824年関税法によって課せられていた関税の忠実な徴集を保証するためのものである。製造業者は、それ以上のものは何も要求しなかった。……」と。(……は楠井)

39) *Ibid.*, pp. 786-787; 881-891. J. デイヴィスはつぎのように論じた。「本法案は、毛織物に課せられた関税の徴集に関して、1824年関税法の修正を提案する法案である。1824年法は……まさしく妥協の法律と呼ばれていた。というのは、種々の衝突し合う利害や意見がぶつかり、その諸条項のなかに調整されているからである。……」(……は楠井)

かれは、また、当面の経済的困難の原因を問うて、それが、1824年関税法に期待通りの成果をおさめさすことを阻げたイギリスとの厳しい競争によってもたらされたことを指摘した。「イギリスは、わが国の大いなる競争者であり、毛織物工業の競争者である。合衆国は、つねに、イギリスにとって、その国の市場につぐ市場であった。この市場は、イギリスにとって大変重要な市場であった。イギリスの製造業者は、それゆえ、これを保持しようとしてあらゆる努力を行なって来た。1824年関税法が効力をもった時、イギリスに輸入された全ての羊毛は……1重量ポンド当り6*d.* スターリングの関税にしたがっており、これを支払った。しかし、この羊毛に対する関税は、その後修正され、全羊毛に対して1重量ポンド当り1*d.* まで引き下げられた。……この関税の変更によって、イギリスの製造業者は、アメリカよりも26%も低い原料を入手できるようになった。この利点だけでも、他の事情にして等しければ、アメリカの毛織物は、市場から駆逐されることになる。」

Ibid., p. 882.

さらに、かれは、ここ数年間に、アメリカ人の商人の手で行なわれる毛織物の輸入取引が、急速に衰退した事実を述べている。その4/5は、いまや、外国人によって独占されていた。*Ibid.*, pp. 883-884. かれは、この事実に基づいて、イギリス製品の輸入にとまらぬ関税の不正納入の事実を根拠づけている。

40) *Ibid.*, pp. 904-911; 1081-1086.

41) *Ibid.*, p. 887.

42) *Ibid.*, pp. 1081; 1083-1084.

43) *Ibid.*, pp. 744-746; 787-788; 827-828; 891-892; 1053-1068.

44) *Ibid.*, pp. 893, 902, 903-904.

45) *Ibid.*, pp. 1014-1020.

46) *Ibid.*, pp. 1010-1014.

47) *Ibid.*, pp. 747; 779-780; 911-913; 997-1000; 1068-1070.

ブキャナンは、当面する毛織物工業の不況の原因として、二つの原因を挙げている。第一は構造的な原因で、イギリス政府による原毛の輸入関税引下げ(1重量ポンド当り6*d.* から1*d.*)によってイギリスの毛織物価格が引き下げられ、アメリカ市場での競争力が強化されたこと。第二は一時的な原因で、南米諸国の独立によって、その市場目当てに異常なくらい生産増大を刺激されたイギリス製品が、実際には、南米市場から閉め出されて、アメリカ市場に捌け場を見出したこと。*Ibid.*, p. 912.

ブキャナンは、毛織物工業保護法案が毛織物だけを保護することに不満をもち、ペンシルヴェアの農業者のために安定した穀物市場を確保する方法として、ウィスキーを生産する醸造業者の保護を提案した。これは、かれの提案した外国酒の輸入禁止の措置に通じるものである。かれはこの理由から、毛織物工業保護法案の廃案と他産業の保護強化を盛り込んだ新しい立法の提唱を行なった。これは、1828年関税法を展望したものである。

48) *Ibid.*, pp. 784-786; 1020-1025.

49) *Ibid.*, pp. 830-836.

インガムは、毛織物工業保護法案が、輸入禁止立法といわれた反面、財政収入徴集のための健全な財政関税法にすぎないといわれている事実を論駁して、つぎのように述べている。

「その法的効果を考慮しうるかぎり、いずれでもありません。この法案は、現在以上にある種の製品をわが国に輸入させることになるでしょう。しかも、現在よりも低い関税率で。したがって、この法案は、財政収入を保証するどころか、連邦政府に対する詐欺を増幅させることとなります。この法案のもたらす不平等は、いかなる社会においても、平等にして統一的な法律がつねに有しているかの道徳力を、弱めるに相違ありません。……悪しき諸規制。すなわち、わが国の財政執行の緩みは、まもなくこれによって利益を得ることの出来る人を頽廃に導くであります。」(……は楠井)

「最低評価額規定原則の効果は、製造業者の諸利益を促進するどころか、打破してしまうに相違ありません。それは、また、財政収入を保証

するどころか、貿易商人に法網をくぐらせる誘惑を与え、額麿した人々の利益を高め、公平にして正直な商人の利益を打ち砕いてしまふに相違ありません。Ibid., p. 832.

かれは、また、当面の毛織物工業の不況の原因について、つぎのような興味ぶかい指摘を行っている。

「わが国の市場は外国品で溢れており、わが国の製造品がそれと競争することの出来ないほどの低い価格で売却されております。それでは、どうして、綿製品製造業者よりも毛織物製造業者にこのような災害が起こっているのでしょうか。いずれの場合にも、同じ原因が存在しております。例えば、労賃についてであります。また、わが国に投入されている、南米の投機から生み出された商品の過剰についてであります。南米市場開放のもたらした興奮は、毛織物製造業者だけでなく、イギリスの木綿工業者にも同様に存在しました。その興奮の程度は、恐らく遙かに大なるものであったでしょう。しかし、われわれは、わが国の木綿工業者が、きわめて有利だとは決していませんが、少なくとも安全に事態を乗り切ることの出来た事実を知っています。その理由は明白です。原料綿花が製品の価格と同じ程度に低落しているからです。羊毛についてはそうはまいません。わが国は国内価格を維持するために、1824年に輸入原毛に対して高関税を課しました。この関税を支払う製造業者は、ヨーロッパの製造業者と競争できません。ヨーロッパの製造業者は、輸入関税のかからない安い原毛を獲得しているからです。わが国は、自国の羊毛価格を維持しようと努力しながら、わが国の市場を破壊したのです。…わが国の羊毛を消費しているのは、わが国の毛織物製造業者だけあります。毛織物製造業者の繁栄がなければ、羊毛の市場など存在しません。しかし、毛織物製造業者の紡錘は止まっております。彼らは病人になっております。それなのに、この法案で、三段階の最低評価額を取り決めて、片方の手でこの病人にきわめて有害な刺激薬を盛る一方、羊毛に高関税を課して、片方の手で、かれを死に追いやるようとしているのです。このような治療法でこの患者がどれほど長く生き延びられるとお考えでしょうか。」

Ibid., pp. 833-834.

50) Ibid., pp. 957-965.

シルは製造業の当面の不況について、つぎの原因を挙げている。第一は、1824年関税法制定以来、イギリスで原毛の輸入関税が撤廃されたこと。第二は、イギリスの製造業者が、実際の価格以下の値段を送り状につけて、当然支払うべき関税を免れていること。第三は、イギリス

国内市場で過剰になるのを阻止するために、イギリス製品が大量にアメリカ市場に投入され、アメリカの製造業者にとって明らかに損失を招く価格で売却されていること。Ibid., p. 958.

51) Ibid., pp. 750; 892; 996-997.

52) Ibid., pp. 997-999.

53) Ibid., pp. 1053-1056.

54) Ibid., p. 1074.

55) Ibid., pp. 747-748.

56) Ibid., pp. 750; 938-947.

アーチャは、毛織物製造業者だけを保護することは、残りの階級に対する課税強化を意味するから抗議さるべきであること、広く消費されている生活必需品を一種類だけ輸入禁止にする関税は好ましいものではないという基本的考えに立っていた。

アーチャは、製造業者が不況に陥っている事実を認めたが、これを救済するための保護関税の効果については疑問視し、それによって、かえって、ある特定の、保護された産業部門のみに雇用機会が集中して、その産業部門の生産物が過剰に市場にもたらされるようになって、経済混乱が導き出され、さらなる救済策(=保護政策)が必要とされるに至ると論じた。

アーチャは、また、特殊的に「南部」的観点からも同法案に反対し、気候的制約から毛織物の生産が一年の大部分不向きであること、羊毛の生産にも不適切であると指摘した。

57) Ibid., pp. 783-784.

A・スティヴンソンは、下院全体委員会委員長ブキャナンの提案した毛織物工業保護法案の審議打ち切り動議に賛成し、この法案が1824年関税法よりも遙かに憎らしい不公正な法案であること、1824年法のもとでは、「南部」は血の出るような状況にあること、国内の他のすべての利害を破壊してまで一産業部門の保護を行なうことは、望ましいことでないとの理由を明言した。

58) Ibid., pp. 870-871.

N・H・クレイボーンは、毛織物工業だけが、今日、不況状態にあるのではなく、農業も貿易も、それにこの国の全産業部門のすべてがそうであることを認めた上で、この法案に対する反対理由として、「第一、輸入品に対するすべての関税は、かかる輸入品と海外で交換可能な小麦、タバコ、あるいは綿花の価格からの、直接、あからさまな、絶対的な控除であること。第二、この国で使用された輸入品に対する全ての関税は、直接・間接に、他のすべての諸利害の基礎ともいべき農業関係者にふりかかるものである」と述べた。

かれは、また、保護関税に対する自らの反対

- を憲法の文言で裏づけた。「憲法はわれわれに租税権を与えた。しかし、憲法は、賢明にも、われわれが何を行ないうかの目的を明確に取り決めた。これらの目的には、公債の支払、国防、^{ジェネラル・ウェルフェア} 一般的福祉の促進しか含まれていない」。
- 59) *Ibid.*, pp. 871-878.
- T・R・ミツェルは、毛織物工業保護法案に反対する理由として、「第一に、その効果が不平等であること、第二に、その結果、わが国の財政収入の増大という公言された効果をもたらさないこと、第三に、連邦政府の政策として……人間の幸福と人間の徳を破壊する憎むべき、利己的な貿易制限制度の諸原則を確立したこと」を挙げた。(……は楠井) *Ibid.*, p. 871.
- ミツェルは、イギリスが、近年、急速に工業力を高め、工業製品の価格を急落させた事実
に言及し、このことによって輸入価格の低落と関税収入の減少が惹き起こされていると論じ、詐欺による低価格輸入の増大の事実を相対化して、これを阻止する名目で設定された最低評価額規定の導入に反対した。かれの主張した唯一つの救済策は「自由競争原理」の導入である。競争は投機心を抑止し、節約と勤勉と技能の向上に役立つというのが、その理論的根拠であった。
- 60) *Ibid.*, pp. 780-782; 913-914.
61) *Ibid.*, pp. 1000-1010.
62) *Ibid.*, pp. 965-972.
63) *Ibid.*, p. 966.
64) *Ibid.*, p. 966.
- 65) *Ibid.*, p. 966.
66) *Ibid.*, p. 967.
67) *Ibid.*, p. 967.
68) *Ibid.*, p. 968.
69) *Ibid.*, p. 969.
70) *Ibid.*, p. 971.
71) この委員会の構成員は、ジョン・ランドルフ (John Randolph, Va.), ジョージ・マックダuff (George McDuffie, S. C.), P・スプレイグ (Peleg Sprague, Me.), G・C・ヴァープランク (Gulian C. Verplanck, NY.), H・W・ドゥワイト (Henry W. Dweight, Mass.), Wm. L. ブレント (William L. Brent, La.), G・E・ギルマー (Goe. E. Gilmer, Ga.) の7名から構成されていた。 *Niles' Weekly Register*, XXXIII (1827), p. 242.
- 72) この報告書は、 *Reports of the Committee on Ways and Means, House of Representatives*, Vol. I, Washington. 1887, に収録された、本文35頁、付表1からなるものであった。
- 73) *Congressional Debates*, IV, p. 1001.
74) *Ibid.*, p. 1002.
75) *Ibid.*, pp. 1002-1003.
76) *Ibid.*, pp. 1003-1004.
77) *Ibid.*, p. 1004.
78) *Ibid.*, p. 1004.
79) *Ibid.*, p. 1004.
80) *Ibid.*, p. 1004.
81) *Ibid.*, p. 1005.
82) *Ibid.*, p. 1009.

(未完-続)

〔くすい としろう 横浜国立大学経営学部教授〕